

那覇市子育て支援ロードマップ ②

(令和7年4月1日時点)

支援	世帯・所得の要件		出生前	乳幼児期（0歳～5歳）			学童期 （6歳～12歳）	思春期（13歳～18歳）		青年期 （19歳～29歳）	
				0歳		1歳～2歳		3歳～5歳	中学生		高校生
				0か月～5か月	6か月～12か月						
家計に関する支援	世帯・所得に関する要件なし		妊娠・出産時に経済的な支援をする「妊婦のための支援給付」								
			出産したときは各健康保険から「出産一時金」があります。								
			児童手当								
	世帯・所得に関する要件	世帯の要件があるもの	出産する国保被保険者の保険税の一部について、産前産後期間の4か月分（多胎妊娠は6か月分）減額します。								
			国保に加入する未就学児にかかる国保税の均等割を減額します。								
		所得の要件があるもの	障害児福祉手当（20歳未満）								
		特別児童扶養手当（20歳未満 障がいの程度の確認あり。）									
	世帯・所得の要件があるもの	児童扶養手当（対象児童に一定の障がいがある場合は20歳まで受給できます。）									
その他の支援	世帯・所得に関する要件なし		障がいのある療育を要するこどもが、児童発達支援等を利用できる「児童通所支援」（生活保護世帯と市民税非課税世帯は利用者負担がありません。）								
			絵本をプレゼントする「子育て支援ブックスタート事業」	障がいのある療育を要するこどもが、児童発達支援等を利用する際の利用者負担を無償にする「児童発達支援等の利用者負担無償化」							
			こどもを育てることが一時的に困難になったときに、こどもをあずかる「短期入所生活支援事業」（世帯や所得により料金が異なります。また、事由によっては利用できない場合があります。）								
			育児、保健、学習等の相談事業を実施しています。								
	世帯・所得に関する要件	世帯の要件があるもの	20歳未満のこどもがいる「ひとり親家庭等」の日常の家事を手伝う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」								
			保護や支援を必要とする母子家庭の生活の安定や自立を図るために「母子生活支援センターさくら」への入所								
		世帯・所得の要件があるもの	市営住宅の入居者の選考について「ひとり親家庭」「こどもが3人以上いる家庭」を優先する「定期入居優先選考」								



グラフの色について

- お金に関する支援
- お金以外の支援
- それぞれの施設で、受け入れる月齢や年齢に違いがあります。